

ADK ユニオン規約

本組織は、当初第一企画労働組合として昭和 53 年 11 月 17 日(金)に結成された。

当初の結成の目的は本規約の第4条に謳われている「組合員の団体交渉権を確立し労働条件の改善、生活の安定ならびに文化的向上をはかり、企業経営の民主的な運営と発展を期す」ことに収斂された。

そして平成 11 年1月 1 日の旭通信社と第一企画との合併に伴い、同1月22日(金)にその名称をアサツー デイ・ケイ ユニオン(ADU)に変更した。さらに、平成 31 年 1 月 1 日の株式会社アサツー デイ・ケイ持株会社制度移行に伴い、同 2 月 1 日(金)にその名称を ADK ユニオン(ADU)に変更した。

当組織は、憲法および労働組合法に保証されたものではあるが、その活動の目的は「組合員一人一人の生活の安定と向上」であり、その目的の達成のために、独自性を保ち、活力と英知を結集して活動する。

第一章 総則

第二章 目的と活動

第三章 組合員の資格

第四章 組合員の権利と義務

第五章 加入及び脱退

第六章 機関

第七章 役員

第八章 執行委員会専門部

第九章 会計

第十章 賞罰

総 則

第 1 条 この組織を ADK ユニオン(以下「ADU」という)と称する。

第 2 条 この組織の事務所を東京都港区虎ノ門一丁目23番1号に置く。

第 3 条 この組織は株式会社 ADK ホールディングス(以下「会社」という)の従業員をもって組織する。

第二章

目 的 と 活 動

第 4 条 この組織は従業員の団体交渉権を確立し、労働条件の改善・生活の安定並びに文化的向上をはかり、企業経営の民主的な運営と発展を期することを目的とする。

第 5 条 この組織は前条の目的を達成するために下記の活動を行う。

1. 労働協約の締結ならびに同協約に基づく一切の活動。
2. 組合員およびその家族の福利厚生、文化向上に関する活動とそれらの活動に必要な諸施設に関すること。

3. 組合員相互の親睦と団結強化に関する活動。
4. 同一目的をもつ他団体との連携協力に関する活動。
5. その他目的達成に必要な活動。

第三章 組 合 員 の 資 格

第 6 条 この組織は、次の者を除き、会社従業員をもって構成する。

1. 労務の機密に関する事務を取り扱い組織の利益に反すると判断される従業員にして、氏名を明記して組織と会社との協定により定めたもの。
2. 顧問。
3. 局長以上の役職を有する者。

第 7 条 組合員は下記の各号の一つに該当した場合その資格を失う。

1. 退職したとき。
2. 組合員を除名されたとき。
3. 死亡したとき。
4. 解雇を ADU が確認したとき。
但し、不法解雇の場合はこの限りにあらず、解雇退職に際し紛争を生じ、係争中はその資格を失わないものとする。
5. 組織が規定した非組合員に該当したとき。

第四章 組合員の権利と義務

第 8 条 何人ものいかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たるの資格を奪われない。また、組合員は ADU のすべての問題に参与する権利および均等の取り扱いを受ける権利を有する。

1. 各機関に意見を提供し、説明を求めること。
2. 規約の定める処により、ADU の諸会議に出席し発言し議決に参加すること。
3. 役員、職場代表委、その他すべての ADU 代表者に対する選挙権、被選挙権を有する。
4. 関係書類を閲覧すること。

第 9 条 組合員はすべて次の義務を負う。

1. 組合員は規約ならびに諸決議を守り、組合員として責任ある行動をとり規約に定める会議に出席

する義務を負う。

2. 組合員はADU 会費その他分担金を納入すること。
3. 労働協約を遵守し、ADU の発展向上に協力すること。

第五章 加 入 及 び 脱 退

第 10 条 組織加入は所定の手続きを経て執行委員会に於いて承認を得た時から組合員たる資格を有する。

第 11 条 組合員が ADU を脱退するときは、脱退の理由を明記して執行委員長に提出する。脱退は執行委員会の承認を得るものとする。

但し、ADU に対し未済の義務がある場合は脱退後といえども債務完了の義務を有する。

第六章 機 関

第 12 条 ADU に次の機関を置く。

1. 全員投票
2. ADU 大会
3. 執行委員会
4. 職場代表委員会

第 13 条 組合員の全員投票による決議機関を設けて、下記の事項を行う。

1. 争議行為の決定(ストライキ権の確立)
2. ADU 解散
3. その他、ADU の問題の重要決議事項について、職場代表委員会がその必要を認めたとき

第 14 条 ADU 大会は全員投票につぐ議決機関で大会代議員と ADU 役員をもって構成する。

1. 定期大会は年1回執行委員長が召集する。
2. 臨時大会は執行委員会が必要と認めたとき、又は組合員総数の3分の1以上にあたる組合員の連署により議案を明示して要求のあったときは、執行委員長が 10 日以内に召集する。
3. 大会は、大会代議員の過半数の出席で成立し、議事は、出席代議員の過半数をもって決する。
但し、執行委員長、副執行委員長、書記長は、議長、副議長になることは出来ない。(遠隔職場の代議員については、事前に配付される大会議案書に対して賛否の意志を明らかにした記名委任状をもって出席とすることができる。尚、この賛否は議事の中で参考意見として取扱われる。)
4. 大会代議員はその都度各職場を単位として、組合員 10 名につき 1 名の割合で選出する。端数4

名以下切捨て、5名以上は切上げる。(但し、10名に満たない職場は1名選出するものとする。)

5. 大会代議員は選出母体の職場全組合員に対し責任を負い、職場からの要求があった場合大会の経過ならびに結果についてのあらゆる質疑に答える義務がある。
6. 議長は議場の秩序を保持し、書記を任命して議事録を作成せしめ、会議を主宰する。

第 15 条 次の事項は大会により決定しなければならない。

1. 役員の選出(職場代表委員を除く)
2. 役員の信任、又は不信任
3. 予算および決算(ADU 会費の金額の決定)
4. 闘争委員会の設置
5. ADU の年度計画
6. 労働条件および要求事項
7. 労働協約の締結および改訂
8. ADU 規約の変更
9. 組合員の処罰
10. 会計監査人委嘱
11. 上部団体への加入、脱退(組合員総数の3分の2以上の賛成)
12. その他 ADU に関する重要事項

第 16 条 執行委員会は ADU の最高執行機関であり、正副委員長、書記長、執行委員をもって構成し、委員長の召集によって下記の事項を行う。

1. 大会および職場代表委員会の決議事項の執行
2. 労働協約の運営
3. ADU 活動全般に関する事項の立案

第 17 条 執行委員会は緊急、又は簡単な事項はその判断において適宜処理することが出来る。但し事後においてすみやかに大会又は職場代表委員会の承認を得なければならない。

第 18 条 職場代表委員会は、規約に定める大会決議事項を除き、ADU の当面するすべての問題について、討議決議する権限を有する。

1. 職場代表委員会は、職場代表委員をもって構成し、委員の互選により議長、副議長、書記各1名を選任する。
2. 職場代表委員会は、次の規定により議長がこれを召集する。
 - (1) 議長が委員会開催の必要を認めたとき
 - (2) 職場代表委員が議長に開催を提案したとき
 - (3) 執行委員長から開催の要請があったとき

3. 職場代表委員会は、委員会の決議事項を執行委員長に対し提案する権限と報告の義務を有する。この提案と報告は、議長が委員会を代表して行う。
4. 職場代表委員会は、委員の3分の2をもって成立し、議事は出席委員の3分の2をもって決する。
5. その決議事項については、総会に対して責任を負う。
6. 職場代表委員の任務および選出については、別項に定める。

第 19 条 大会、執行委員会、職場代表委員会が必要と認め決定したとき、全員投票をおこなうことができる。

第 20 条 全員投票は全員投票管理委員会のもとに直接無記名投票とし、賛成反対といういずれかの形式においてこれをおこない、原案に対する修正は許さない。

第 21 条 全員投票の決定はそのいずれか一方の意思表示が全組合員数の過半数をこえる場合にはじめて成立する。

第七章 役 員

第 22 条 この組織に下記の役員を置く。

1. 執行委員長1名
2. 副執行委員長2～4名
3. 書記長1名
4. 執行委員若干名
5. 職場代表委員若干名
6. 会計監査2名

第 23 条 役員の選挙は下記の方法による。

1. 職場代表委員を除く役員は、全組合員の直接無記名投票により選出する。
2. 職場代表委員は各単位職場組合員の中より、その職場員の直接無記名投票により選出する。

第 24 条 役員の任務は下記の通りとする。

1. 執行委員長
 - (1) 組織を代表し ADU 業務を統括する。
 - (2) 定期大会および臨時大会を召集する。
 - (3) 大会において ADU 活動状態などに関する報告書を作り公示しなければならない。
 - (4) 執行委員会を召集しこれを主宰する。
 - (5) 自己の主宰する会議においては可否同数の場合を除いては投票権はないものとする。
 - (6) ADU の秩序を保持し、ADU 規約を実施する。
 - (7) 副執行委員長を必要に応じて選出する。

2. 副執行委員長

委員長を補佐し委員長事故ある場合はその職務を代行する。

3. 書記長

- (1) 各会議の議事録を作成しこれを保持する。
- (2) 定期および臨時大会の開催、その都度の議題などを事前に組合員に告知報告する。
- (3) 執行委員長、副委員長を補佐して ADU 業務の執行にあたる。
- (4) 組合員の名簿を作成し備えつける。
- (5) その他組織運営に必要な事項につきこれをおこなう。
- (6) 副書記長を必要に応じて選出する。

4. 会計監査

この組織の会計業務を監査する。

5. 執行委員

執行委員会に出席し ADU 大会の決議事項に従い ADU 業務を執行する。

6. 職場代表委員

- (1) 各職場組合員の意志を代表し職場集会を主宰する。
- (2) 職場代表委員会の開催後に於いて、その委員会の意志と決議事項を担当職場の組合員に連絡徹底せしめる。
- (3) 執行委員会の決議事項を職場組合員に徹底せしめる。
- (4) 職場代表委員会に於いては、議長・副議長・書記を設け、これを選出する。

第 25 条 役員の任期は1ケ年とし職場代表委員を除き、毎年定期大会に於いて改選する。但し再選を妨げない。職場代表委員は、大会後、各職場において改選する。但し再選を妨げない。

第八章 執行委員会専門部

第 26 条 ADU に、次の機関を設置する。

1. 書記担当
2. 賃金担当
3. 広報担当
4. 企画担当
5. 執行委員会の諮問として諮問委員会を設置することかできる。その委員は執行委員会の承認を得た組合員で構成する。

7. その他、執行委員会が必要と認めた場合は担当機関を適宜設置する。

第九章 会 計

第 27 条 本組織の経費は ADU 会費および寄付金をもってこれに充て予算決算は毎年1回定期大会の承認を得ることを必要とする。

第 28 条 ADU のすべての財源および使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であるところの証明書とともに少なくとも毎年1回組合員に公表する。

第 29 条 ADU 会費は毎月給料日に納入するものとする。

また、一時金支給日の翌日に納入するものとする。

第 30 条 この ADU 会費の額は別紙に定める。

第 31 条 組合員がその資格を喪失した場合、および脱退した場合は、ADU 会費その他費用の払い戻しは行わない。

第 32 条 傷病休職時は、状況に応じ ADU 会費を割り引くか免除する。

第 33 条 臨時大会の費用は、その大会の決定に基づき実際費用の一部、または全部を組合員に割り当てて徴収することができる。

第十章 賞 罰

第 34 条 この組織の活動に多大の貢献をしたものは大会の決議によってこれを表彰することができる。

第 35 条 組合員が下記の一つに該当する場合は懲罰が加えられる。

1. ADU の規約又は決議に違反した場合
2. ADU の統制秩序を乱した場合
3. ADU の名誉を毀損し又は損害を与えた場合
4. 組合員としての義務を怠った場合
5. その他組合員として不適当な行為をなした場合

第 36 条 前条の懲罰は次の各項を以て行う。

1. 戒告
2. 6 ヶ月以内の権利の停止
3. 除名

第 37 条 懲罰は執行委員会が事情を聴取し、出来るだけ多くの意見を求めて公正に決定し、大会の承認を得なければならない。

付 則 ADU 会費

ADU 会費は毎月給料日に、各グレードに応じたユニオン費を納入する。

実施 この規約は、昭和 53 年 11 月 17 日より実施する。

- 昭和 56 年 10 月 12 日一部改正
- 昭和 57 年 10 月 22 日一部改正
- 昭和 58 年 10 月 21 日一部改正
- 昭和 60 年 10 月 09 日一部改正
- 平成 02 年 03 月 12 日一部改正
- 平成 02 年 10 月 19 日一部改正
- 平成 05 年 10 月 22 日一部改正
- 平成 11 年 01 月 22 日一部改正
- 平成 26 年 06 月 16 日一部改正
- 平成 31 年 02 月 01 日一部改正
- 令和 05 年 04 月 01 日一部改正

< グレード別ユニオン費内訳 >

G7B OE5 S4 S5 SG1	1000 円
S3 KS3 KS4	1500 円
G7A OE4 S1 S2 T5 KG5 KS1 KS2	2000 円
G4 G5 G6 OE1 OE2 OE3 T3 T4 KG4	3000 円
MG2B MG3A MG3B MG4 G1A G1B G2A G2B G3A G3B T1 T2 KG1 KG2 KG3	4000 円